

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 6 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 11 号

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市国民健康保険条例（昭和 36 年瀬戸市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額)</p> <p>第 8 条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額（100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。</p> <p>第 10 条 <u>削除</u></p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額)</p> <p>第 8 条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、<u>資産割額</u>及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額（100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の資産割額)</p> <p>第 10 条 <u>第 8 条の資産割額は、一般被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額（以下「土地及び家屋に係る固定資産税額」という。）に、次条の資産割の保険料率を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。</u></p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p>

第11条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の50に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

— <省略>

— <省略>

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、所得割にあっては小数点以下第3位未満並びに被保険者均等割及び世帯別平等割にあっては100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 <省略>

（退職被保険者等に係る基礎賦課額）

第11条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の

第11条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の46に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

— 資産割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の4に相当する額を前条に規定する土地及び家屋に係る固定資産税額（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第7号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

— <省略>

— <省略>

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、所得割及び資産割にあっては小数点以下第3位未満並びに被保険者均等割及び世帯別平等割にあっては100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 <省略>

（退職被保険者等に係る基礎賦課額）

第11条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額、資産割額及

合算額の総額) (100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。

第11条の4 削除

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額)

第11条の5の2 第11条の2の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

___ 次号に掲げる世帯以外の世帯 第11条第1項第3号アに定めるところにより算定した額

___ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第11条第1項第3号イに定めるところにより算定した額

(基礎賦課限度額)

第11条の6 第8条又は第11条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第8条の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第14条及び第16条第1項において同じ。)は、51万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第11条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般

び被保険者均等割額の合算額の総額) (100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の資産割額)

第11条の4 第11条の2の資産割額は、退職被保険者等に係る当該年度分の土地及び家屋に係る固定資産税額に、第11条の資産割の保険料率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額)

第11条の5の2 第11条の2の世帯別平等割額は、ア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額とする。

ア イに掲げる世帯以外の世帯 第11条第1項第4号アに定めるところにより算定した額

イ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第11条第1項第4号イに定めるところにより算定した額

(基礎賦課限度額)

第11条の6 第8条又は第11条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第8条の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第14条及び第16条第1項において同じ。)は、50万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第11条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般

被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

第11条の6の5 削除

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第11条の6の6 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

被保険者につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の資産割額）

第11条の6の5 第11条の6の3の資産割額

は、一般被保険者に係る当該年度分の土地及び家屋に係る固定資産税額に、次条の資産割の保険料率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第11条の6の6 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の46に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

— 資産割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の4に相当する額を一般被保険者に係る土地及び家屋に係る固定資産税額（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第6号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する

<p>— <省略></p> <p>— <省略></p>	<p><u>方法により補正された後の金額とする。)</u>の <u>総額で除して得た数</u></p> <p>— <省略></p> <p>— <省略></p>
<p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、所得割にあっては小数点以下第4位未満並びに被保険者均等割及び世帯別平等割にあっては1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p>	<p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>所得割及び資産割</u>にあっては小数点以下第4位未満並びに被保険者均等割及び世帯別平等割にあっては1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p>
<p>3 <省略></p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)</p>	<p>3 <省略></p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)</p>
<p>第11条の6の7 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)(100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。</p>	<p>第11条の6の7 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、<u>資産割額</u>及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額、<u>資産割額</u>及び被保険者均等割額の合算額の総額)(100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。</p> <p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の資産割額)</u></p>
<p>第11条の6の9 削除</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額)</p>	<p>第11条の6の9 <u>第11条の6の7の資産割額は、退職被保険者等に係る当該年度分の土地及び家屋に係る固定資産税額に、第11条の6の6の資産割の保険料率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)</u>とする。</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額)</p>
<p>第11条の6の11 第11条の6の7の世帯別平等割額は、<u>次の各号に掲げる世帯の区分</u>に応</p>	<p>第11条の6の11 第11条の6の7の世帯別平等割額は、<u>ア又はイ</u>に掲げる世帯の区分に応</p>

じ、当該各号に定める額とする。

— 次号に掲げる世帯以外の世帯 第11条の6の6第1項第3号アに定めるところにより算定した額

— 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第11条の6の6第1項第3号イに定めるところにより算定した額

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第11条の6の12 第11条の6の3又は第11条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条及び第16条第1項において同じ。）は、14万円を超えることができない。

（介護納付金賦課額）

第11条の8 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

第11条の10 削除

（介護納付金賦課額の保険料率）

じ、それぞれア又はイに定める額とする。

ア イに掲げる世帯以外の世帯 第11条の6の6第1項第4号アに定めるところにより算定した額

イ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第11条の6の6第1項第4号イに定めるところにより算定した額

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第11条の6の12 第11条の6の3又は第11条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条及び第16条第1項において同じ。）は、13万円を超えることができない。

（介護納付金賦課額）

第11条の8 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

（介護納付金賦課額の資産割額）

第11条の10 第11条の8の資産割額は、介護納付金賦課被保険者に係る当該年度分の土地及び家屋に係る固定資産税額に、次条の資産割の保険料率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

（介護納付金賦課額の保険料率）

第11条の11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

所得割 介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

— <省略>

— <省略>

2及び3 <省略>

（介護納付金賦課限度額）

第11条の12 第11条の8の賦課額は、12万円を超えることができない。

（保険料の減額）

第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が5.1万円を超える場合には、5.1万円）とする。

から まで <省略>

第11条の11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

所得割 介護納付金賦課総額の100分の46に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

— 資産割 介護納付金賦課総額の100分の4に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る固定資産税額（前条に規定する土地及び家屋に係る固定資産税額）（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第6号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

— <省略>

— <省略>

2及び3 <省略>

（介護納付金賦課限度額）

第11条の12 第11条の8の賦課額は、10万円を超えることができない。

（保険料の減額）

第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が5.0万円を超える場合には、5.0万円）とする。

から まで <省略>

<p>2 <省略></p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の6の3又は第11条の6の7」と、「<u>51万円</u>」とあるのは「<u>14万円</u>」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の6の6」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の8」と、「<u>51万円</u>」とあるのは「<u>12万円</u>」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の11」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 <省略></p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の6の3又は第11条の6の7」と、「<u>50万円</u>」とあるのは「<u>13万円</u>」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の6の6」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の8」と、「<u>50万円</u>」とあるのは「<u>10万円</u>」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の11」と読み替えるものとする。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の瀬戸市国民健康保険条例の規定は、平成23年度分の保険料から適用し、平成22年度分までの保険料については、なお従前の例による。